

店舗販売業 許可申請時必要書類

提出部数	許可申請書兼台帳 1部 添付書類 各1部		
提出窓口	店舗の所在地を管轄する保健所		
添付書類 (各一部)	1. 申請者の診断書（3ヶ月以内のもの、法人の場合、業務を行う役員） *当該法人における業務上薬事に関する通常の業務に係る意志決定等に直接関与していないとみなされるものについては、医師の診断書に代えて「精神機能の障害又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者」でないことを疎明する書面の提出でもよい。	個人開設 ○	法人開設 ○
	2. 店舗管理者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類（3ヶ月以内のもの） *法人の役員の場合は不要。	○	○
	3. 店舗の管理者以外の薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類（3ヶ月以内のもの）*法人の役員の場合等は不要。	○	○
	4. 薬剤師免許証または販売従事登録証の原本及び写し	○	○
	5. 登記の謄本（最新のもの）	—	○
	6. 申請の義務を行う役員を明示する組織規定図	—	○
	7. 郵便等販売を行おうとする場合は、郵便等販売届出書	○	○
	8. 管理者以外で2名以上従事者がいる場合は、継紙	○	○
添付書類の省略	過去に同一書類を福岡市に提出（薬事法上の申請又は届出の際に）していれば、省略できる。その際、備考欄に必要事項を記入の事。 *必要事項：既に提出済みの申請・届出の種類、店舗名称、提出保健所名等、許可・登録番号、許可・登録年月日又は申請書等提出年月日		
手数料	29,000円（市手数料）		

●問い合わせ先（店舗の所在地を管轄する保健所にお問い合わせ下さい）

中央保健所	761-7325	博多保健所	419-1090
東保健所	645-1081	西保健所	895-7072
早良保健所	851-6567	南保健所	559-5115
城南保健所	831-4208		